

岩手県告示第210号

平成26年3月5日県議会の議決を経た平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、平成25年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）、平成25年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、平成25年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第1号）、平成25年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第1号）、平成25年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成25年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第4号）、平成25年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第1号）、平成25年度岩手県電気事業会計補正予算（第1号）及び平成25年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）の要領は、次のとおりである。

平成26年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）

平成 25 年度岩手県の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 92,374,503 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,110,187,375 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5 地方交付税		千円 290,373,140	千円 165,708	千円 290,538,848
	1 地方交付税	290,373,140	165,708	290,538,848
9 国庫支出金		234,172,774	2,450	234,175,224
	1 国庫負担金	145,964,710	2,450	145,967,160
12 繰入金		125,832,478	10,299	125,842,777
	2 基金繰入金	125,045,582	10,299	125,055,881
15 県債		90,875,835	20,000	90,895,835
	1 県債	90,875,835	20,000	90,895,835
歳 入 合 計		1,202,363,421	198,457	1,202,561,878

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 議会費		千円 1,383,161	千円 2,670	千円 1,385,831
	1 議会費	1,383,161	2,670	1,385,831
2 総務費		42,885,337	60,355	42,945,692
	1 総務管理費	25,088,563	59,575	25,148,138
	8 人事委員会費	176,286	780	177,066
3 民生費		97,228,348	49,755	97,278,103
	1 社会福祉費	65,692,238	49,755	65,741,993
9 警察費		26,886,273	39,518	26,925,791
	1 警察管理費	24,862,554	39,518	24,902,072
10 教育費		145,754,602	7,399	145,762,001
	3 中学校費	28,393,937	7,399	28,401,336
11 災害復旧費		155,937,481	38,760	155,976,241
	1 庁舎等施設災害復旧費	1,213,918	38,760	1,252,678
歳 出 合 計		1,202,363,421	198,457	1,202,561,878

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土 木 費			千円 2,237,950
	2 道 路 橋 り よ う 費		1,115,250
		地域連携道路整備事業	1,052,000
		地域道路整備事業	63,250
	3 河 川 海 岸 費		310,000
		三陸高潮対策事業	235,000
		治水施設整備事業	50,000
		海岸高潮対策事業	25,000
	4 港 湾 費		407,000
		港湾高潮対策事業	35,000
		港湾改修事業	300,000
		港湾施設改良事業	72,000
	6 住 宅 費		405,700
		災害公営住宅整備事業	405,700
11 災 害 復 旧 費		2,597,045	
	6 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		2,597,045
		河川等災害復旧事業	1,537,045
		港湾災害復旧事業	1,060,000

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 指定管理者による公会堂管理運営業務	平成25年度から平成28年度まで	57,000千円
2 指定管理者による総合防災センター管理運営業務	平成25年度から平成27年度まで	40,000千円
3 指定管理者による屋内温水プール管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	84,000千円
4 やさわの園整備	平成25年度から平成26年度まで	115,000千円
5 療育センター管理運営	平成25年度から平成26年度まで	17,000千円
6 指定管理者による療育センター管理運営業務	平成25年度から平成28年度まで	978,000千円
7 指定管理者による福祉の里センター管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	54,000千円
8 指定管理者によるふれあいランド岩手管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	205,000千円
9 指定管理者によるいわて子どもの森管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	176,000千円
10 指定管理者による勤労身体障がい者体育館管理運営業務	平成25年度から平成27年度まで	40,000千円
11 指定管理者による岩手産業文化センター管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	43,000千円
12 指定管理者による岩洞湖家族旅行村管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	5,000千円
13 指定管理者による県民の森管理運営業務	平成25年度から平成29年度まで	104,000千円

14	指定管理者による滝沢森林公園管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	20,000千円
15	指定管理者による水産科学館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	31,000千円
16	指定管理者による種市漁港レクリエーション等施設、駐車場及び漁港環境整備施設管理運営業務	平成25年度から平成29年度まで	16,000千円
17	指定管理者による花巻広域公園管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	49,000千円
18	指定管理者による御所湖広域公園（艇庫を除く。）管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	67,000千円
19	指定管理者による県営住宅等及び県営特定公共賃貸住宅等管理運営業務	平成25年度から平成30年度まで	3,710,000千円
20	放置車両確認事務委託	平成25年度から平成28年度まで	20,000千円
21	指定管理者による県南青少年の家管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	37,000千円
22	指定管理者による陸中海岸青少年の家管理運営業務	平成25年度から平成28年度まで	105,000千円
23	指定管理者による県北青少年の家管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	56,000千円
24	指定管理者による県民会館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	183,000千円
25	指定管理者による博物館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	141,000千円
26	指定管理者による美術館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	240,000千円
27	指定管理者による県営運動公園管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	70,000千円
28	指定管理者による県営体育館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	32,000千円
29	指定管理者による県営野球場管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	53,000千円
30	指定管理者による県営スケート場管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	72,000千円
31	指定管理者による県営武道館管理運営業務	平成25年度から平成26年度まで	49,000千円

32 指定管理者による図書館運営業務	平成25年度から平成27年度まで	336,000千円
--------------------	------------------	-----------



## 2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 療育センター整備	平成25年度から 平成26年度まで	127,000千円	療育センター整備	平成25年度から 平成26年度まで	189,000千円
2 港湾高潮対策事業	平成25年度から 平成27年度まで	3,315,000千円	港湾高潮対策事業	平成25年度から 平成27年度まで	4,838,000千円
3 河川等災害復旧事業	平成25年度から 平成30年度まで	96,024,000千円	河川等災害復旧事業	平成25年度から 平成30年度まで	107,630,000千円
4 特別支援学校施設整備	平成25年度から 平成26年度まで	70,000千円	特別支援学校施設整備	平成25年度から 平成26年度まで	104,000千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備事業	千円 93,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。	千円 98,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
警察施設 災害復旧事業	39,000	同上	同上	同上	54,000	同上	同上	同上
計	90,875,835				90,895,835			

## 平成 25 年度岩手県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 114 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 473,188 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 10,447	千円 △ 1	千円 10,446
	1 一般会計繰入金	10,447	△ 1	10,446
3 諸収入		205,369	115	205,484
	2 預金利子	1	115	116
歳入合計		473,074	114	473,188

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 母子寡婦福祉資金貸付費		千円 473,074	千円 114	千円 473,188
	1 貸付費	455,965	115	456,080
	2 貸付事務費	17,109	△ 1	17,108
歳出合計		473,074	114	473,188

## 平成 25 年度岩手県農業改良資金等特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の農業改良資金等特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 27,515 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 207,439 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸 収 入		千円 56,367	千円 △ 14,563	千円 41,804
	1 貸 付 金 収 入	56,365	△ 16,215	40,150
	2 雑 入	2	1,652	1,654
4 県 債		24,252	△ 12,952	11,300
	1 県 債	24,252	△ 12,952	11,300
歳 入 合 計		234,954	△ 27,515	207,439

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 農業改良資金貸付費		千円 32,882	千円 1,652	千円 34,534
	2 業務費	2,691	1,652	4,343
2 就農支援資金貸付費		202,072	△ 29,167	172,905
	1 貸付費	200,461	△ 29,167	171,294
歳 出 合 計		234,954	△ 27,515	207,439



## 平成 25 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の県有林事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 13, 111 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3, 701, 859 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 財産収入		千円 149	千円 88	千円 237
	1 財産収入	149	88	237
3 繰入金		3,314,786	△ 58,450	3,256,336
	1 繰入金	3,314,786	△ 58,450	3,256,336
5 諸収入		136,205	45,251	181,456
	1 諸収入	136,205	45,251	181,456
歳入合計		3,714,970	△ 13,111	3,701,859

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 県有林事業費		千円 3,703,109	千円 △ 2,835	千円 3,700,274
	1 県有林事業費	3,703,109	△ 2,835	3,700,274
2 災害復旧費		11,861	△ 10,276	1,585
	1 県有林施設災害復旧費	11,861	△ 10,276	1,585
歳 出 合 計		3,714,970	△ 13,111	3,701,859

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 県 有 林 事 業 費			千円 408,545
	1 県 有 林 事 業 費		408,545
		県行造林造成事業	226,045
		模範林造成事業	12,000
公営林造成事業	170,500		

## 平成 25 年度岩手県林業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の林業改善資金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 213,020 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,200,733 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸 収 入		千円 800,254	千円 △ 213,020	千円 587,234
	1 貸付金元利収入	564,761	△ 142,000	422,761
	2 雑 入	235,493	△ 71,020	164,473
歳 入 合 計		1,413,753	△ 213,020	1,200,733

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 林業改善資金貸付費		千円 707,628	千円 △ 20	千円 707,608
	2 業 務 費	2,855	△ 20	2,835
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		705,000	△ 213,000	492,000
	1 貸 付 費	705,000	△ 213,000	492,000
歳 出 合 計		1,413,753	△ 213,020	1,200,733

## 平成 25 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 472 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 849,707 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 諸 収 入		千円 44,229	千円 472	千円 44,701
	2 雑 入	1	472	473
歳 入 合 計		849,235	472	849,707

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 849,235	千円 472	千円 849,707
	2 業 務 費	2,454	472	2,926
歳 出 合 計		849,235	472	849,707

## 平成 25 年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,862,946 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,502,144 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰入金		千円 121,251	千円 △ 28,851	千円 92,400
	1 一般会計繰入金	121,251	△ 28,851	92,400
3 諸収入		627,198	3,905	631,103
	1 貸付金元利収入	626,355	4,227	630,582
	2 預金利子	835	△ 315	520
	3 雑入	8	△ 7	1
4 県債		9,760,080	△ 2,838,000	6,922,080
	1 県債	9,760,080	△ 2,838,000	6,922,080
歳入合計		11,365,090	△ 2,862,946	8,502,144

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 11,365,090	千円 △ 2,862,946	千円 8,502,144
	1 貸付費	11,345,300	△ 2,862,637	8,482,663
	2 貸付事務費	19,790	△ 309	19,481
歳 出 合 計		11,365,090	△ 2,862,946	8,502,144

## 平成 25 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 103 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,306 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財 産 収 入		千円 1,408	千円 △ 103	千円 1,305
	1 財 産 運 用 収 入	1,408	△ 103	1,305
歳 入 合 計		1,409	△ 103	1,306

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 管理事務費		千円 1,409	千円 △ 103	千円 1,306
	1 管理事務費	1,409	△ 103	1,306
歳 出 合 計		1,409	△ 103	1,306



## 平成 25 年度岩手県公債管理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度岩手県の公債管理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,039,407 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 218,975,946 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 財産収入		千円 28,138	千円 △ 2,405	千円 25,733
	1 財産運用収入	28,138	△ 2,405	25,733
2 繰入金		127,517,215	△ 1,078,002	126,439,213
	1 一般会計繰入金	127,183,880	△ 1,078,002	126,105,878
3 県債		92,470,000	41,000	92,511,000
	1 県債	92,470,000	41,000	92,511,000
歳入合計		220,015,353	△ 1,039,407	218,975,946

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 公 債 費		千円 220,015,353	千円 △ 1,039,407	千円 218,975,946
	1 公 債 費	220,015,353	△ 1,039,407	218,975,946
歳 出 合 計		220,015,353	△ 1,039,407	218,975,946

## 平成 25 年度岩手県証紙収入整理特別会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 401,111 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,779,241 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 証 紙 収 入		千円 5,180,351	千円 △ 435,865	千円 4,744,486
	1 証 紙 収 入	5,180,351	△ 435,865	4,744,486
2 繰 越 金		1	34,754	34,755
	1 繰 越 金	1	34,754	34,755
歳 入 合 計		5,180,352	△ 401,111	4,779,241

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 繰 出 金		千円 5,180,352	千円 △ 401,111	千円 4,779,241
	1 一 般 会 計 繰 出 金	5,180,352	△ 401,111	4,779,241
歳 出 合 計		5,180,352	△ 401,111	4,779,241

## 平成 25 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 25 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 206,796 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,461,709 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 分担金及び負担金		千円 4,202,570	千円 149,635	千円 4,352,205
	1 負担金	4,202,570	149,635	4,352,205
2 使用料及び手数料		261	5	266
	1 使用料	261	5	266
3 国庫支出金		1,826,900	△ 120,664	1,706,236
	1 国庫補助金	1,826,900	△ 120,664	1,706,236
4 繰入金		854,639	△ 91,671	762,968
	1 一般会計繰入金	854,639	△ 91,671	762,968
5 繰越金		1,390,651	△ 148,921	1,241,730
	1 繰越金	1,390,651	△ 148,921	1,241,730
6 諸収入		113,484	24,820	138,304
	2 雑収入	93,484	24,820	118,304
7 県債		1,280,000	△ 20,000	1,260,000
	1 県債	1,280,000	△ 20,000	1,260,000
歳 入 合 計		9,668,505	△ 206,796	9,461,709



歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 流域下水道事業費		千円 7,511,996	千円 △ 184,108	千円 7,327,888
	1 流域下水道管理費	4,543,327	△ 30,305	4,513,022
	2 流域下水道建設費	2,968,669	△ 153,803	2,814,866
2 公 債 費		2,156,509	△ 22,688	2,133,821
	1 公 債 費	2,156,509	△ 22,688	2,133,821
歳 出 合 計		9,668,505	△ 206,796	9,461,709

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費			千円 1,214,637
	2 流域下水道建設費		1,214,637
		流域下水道建設事業	1,205,511
		建設公共事務	9,126

## 平成 25 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 25 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 582,029 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,410,336 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 使用料及び手数料		千円 99,294	千円 △ 4,369	千円 94,925
	1 使用料	99,294	△ 4,369	94,925
2 財産収入		498,150	1,395	499,545
	1 財産売却収入	498,150	1,395	499,545
3 繰入金		3,668,861	△ 526,771	3,142,090
	1 一般会計繰入金	3,668,861	△ 526,771	3,142,090
4 繰越金		1	939,627	939,628
	1 繰越金	1	939,627	939,628
5 諸収入		1	172,147	172,148
	1 雑収入	1	172,147	172,148
歳 入 合 計		4,828,307	582,029	5,410,336

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 事業費		千円 3,113,877	千円 592,354	千円 3,706,231
	1 港湾施設整備費	3,113,877	592,354	3,706,231
2 公債費		1,714,430	△ 10,325	1,704,105
	1 公債費	1,714,430	△ 10,325	1,704,105
歳出合計		4,828,307	582,029	5,410,336

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
1 事業費			千円 688,768
	1 港湾施設整備費		688,768
		港湾施設整備事業	688,768

## 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 25 年度岩手県立病院等事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量			備 考
		補 正 前	補 正	補 正 後	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,035 床	△53 床	4,982 床	
	2 年 間 延 患 者 数				
	(1) 入 院 患 者 数	1,365,000 人	△48,000 人	1,317,000 人	
	(2) 外 来 患 者 数	2,019,000 人	23,000 人	2,042,000 人	
	3 一 日 平 均 患 者 数				
	(1) 入 院 患 者 数	3,741 人	△130 人	3,611 人	
(2) 外 来 患 者 数	8,275 人	62 人	8,337 人		

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	100,175,584 千円	440,648 千円	100,616,232 千円
第 1 項 医 業 収 益	86,640,031 千円	254,300 千円	86,894,331 千円
第 2 項 医 業 外 収 益	13,535,553 千円	47,469 千円	13,583,022 千円

第3項 特別利益		138,879千円	138,879千円
支出			
第1款 病院事業費用	98,715,288千円	△454,867千円	98,260,421千円
第1項 医療費用	92,576,980千円	△384,480千円	92,192,500千円
第2項 医療外費用	5,687,713千円	△69,103千円	5,618,610千円
第3項 特別損失	350,595千円	△1,284千円	349,311千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条中「6,372,740千円」を「4,778,071千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	13,009,259千円	△182,145千円	12,827,114千円
第1項 企業債	3,902,000千円	△292,000千円	3,610,000千円
第2項 出資金	2,578千円	△544千円	2,034千円
第3項 負担金	5,431,779千円	998,059千円	6,429,838千円
第4項 補助金	3,672,902千円	△1,208,614千円	2,464,288千円
第5項 固定資産売却代金		250,959千円	250,959千円
第6項 投資償還収入		69,995千円	69,995千円
支出			
第1款 資本的支出	19,381,999千円	△1,776,814千円	17,605,185千円
第1項 建設改良費	7,632,078千円	△1,716,444千円	5,915,634千円
第3項 投資	361,200千円	△4,600千円	356,600千円
第4項 開発費	530,100千円	△55,770千円	474,330千円

(企業債)

第5条 予算第6条の表中「3,902,000千円」を「3,610,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)



第6条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	52,553,084 千円	△883,853 千円	51,669,231 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「23,676,226 千円」を「24,556,483 千円」に改める。

## 平成 25 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度岩手県電気事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 25 年度岩手県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

年間販売目標電力量

（発 電 所 名）	（補 正 前）	（補 正）	（補 正 後）
胆 沢 第 二 発 電 所	24,775,000 キロワットアワー	1,085,000 キロワットアワー	25,860,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	166,182,000 キロワットアワー	50,892,000 キロワットアワー	217,074,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	132,223,000 キロワットアワー	28,060,000 キロワットアワー	160,283,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,498,000 キロワットアワー	8,507,000 キロワットアワー	77,005,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	45,358,000 キロワットアワー	3,614,000 キロワットアワー	48,972,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,586,000 キロワットアワー	138,000 キロワットアワー	2,724,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	31,325,000 キロワットアワー	401,000 キロワットアワー	31,726,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	9,247,000 キロワットアワー	1,338,000 キロワットアワー	10,585,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,225,000 キロワットアワー	△357,000 キロワットアワー	18,868,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,282,000 キロワットアワー	667,000 キロワットアワー	7,949,000 キロワットアワー
稲庭高原風力発電所	4,275,000 キロワットアワー	△209,000 キロワットアワー	4,066,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	9,507,000 キロワットアワー	△822,000 キロワットアワー	8,685,000 キロワットアワー
北ノ又第三発電所	273,000 キロワットアワー	△49,000 キロワットアワー	224,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	1,106,000 キロワットアワー	△80,000 キロワットアワー	1,026,000 キロワットアワー
計	521,862,000 キロワットアワー	93,185,000 キロワットアワー	615,047,000 キロワットアワー

2 予算第2条第2号の表中「702,471千円」を「516,048千円」に、「354,398千円」を「11,029千円」に、「1,056,869千円」を「527,077千円」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
収 入			
第1款 電 気 事 業 収 益	4,397,080千円	131,892千円	4,528,972千円
第1項 営 業 収 益	4,236,353千円	123,866千円	4,360,219千円
第2項 財 務 収 益	68,623千円	5,617千円	74,240千円
第3項 附 帯 事 業 収 益	82,080千円	△4,011千円	78,069千円
第4項 事 業 外 収 益	10,024千円	6,420千円	16,444千円
支 出			
第1款 電 気 事 業 費 用	4,002,522千円	114,333千円	4,116,855千円
第1項 営 業 費 用	3,788,887千円	△20,028千円	3,768,859千円
第2項 財 務 費 用	113,614千円	△723千円	112,891千円
第3項 附 帯 事 業 費 用	75,194千円	5,922千円	81,116千円
第4項 事 業 外 費 用	19,827千円	22,947千円	42,774千円
第6項 特 別 損 失		106,215千円	106,215千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「501,000千円」を「498,327千円」に、「1,723,083千円」を「1,097,714千円」に、「654,975千円」を「247,948千円」に、「211,647千円」を「360,695千円」に、「354,398千円」を「10,281千円」に、「348,746千円」を「370,453千円」に、「34,226千円」を「28,360千円」に、「119,091千円」を「79,977千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	3,187,694千円	△209,686千円	2,978,008千円

第1項	補助金	200,250千円	△200,042千円	208千円
第2項	負担金	23,246千円	△9,912千円	13,334千円
第5項	固定資産売却代金		241千円	241千円
第6項	雑収入		27千円	27千円
	支出			
第1款	資本的支出	3,411,777千円	△837,728千円	2,574,049千円
第1項	建設費	1,056,869千円	△529,792千円	527,077千円
第2項	改良費	1,310,511千円	△210,262千円	1,100,249千円
第3項	電源開発費	157,439千円	△91,128千円	66,311千円
第5項	投資	501,000千円	△2,673千円	498,327千円
第6項	繰出金	20,263千円	△3,873千円	16,390千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,080,160千円	△67,214千円	1,012,946千円
(2) 交際費	305千円	△143千円	162千円

## 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 25 年度岩手県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	（補 正 前）	（補 正）	（補 正 後）
年 間 総 給 水 量	15,490,235 立方メートル	△630,650 立方メートル	14,859,585 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	7,263,500 立方メートル	△841,666 立方メートル	6,421,834 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	42,439 立方メートル	△1,728 立方メートル	40,711 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	19,900 立方メートル	△2,306 立方メートル	17,594 立方メートル

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既 決 予 定 額）	（補 正 予 定 額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	998,363 千円	△47,768 千円	950,595 千円
第 1 項 営 業 収 益	995,898 千円	△52,277 千円	943,621 千円
第 2 項 財 務 収 益	1,483 千円	△5 千円	1,478 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	982 千円	4,514 千円	5,496 千円
支 出			
第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	884,684 千円	△43,917 千円	840,767 千円
第 1 項 営 業 費 用	800,822 千円	△43,771 千円	757,051 千円
第 2 項 財 務 費 用	79,775 千円	△4,176 千円	75,599 千円
第 3 項 事 業 外 費 用	3,587 千円	4,030 千円	7,617 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「661,471千円」を「945,196千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 558,428千円」を「過年度分資本勘定留保資金 751,587千円、過年度分損益勘定留保資金 93,332千円」に、「26,336千円」を「23,570千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
収 入			
第1款 資 本 的 収 入	642,500千円	△223,080千円	419,420千円
第1項 企 業 債	642,500千円	△273,400千円	369,100千円
第2項 補 助 金		50,300千円	50,300千円
第3項 固 定 資 産 売 却 代 金		20千円	20千円
支 出			
第1款 資 本 的 支 出	1,303,971千円	60,645千円	1,364,616千円
第1項 改 良 費	557,430千円	62,734千円	620,164千円
第2項 企 業 債 償 還 金	491,343千円	△2,089千円	489,254千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	( 計 )
(1) 職 員 給 与 費	100,663千円	△5,585千円	95,078千円